

# 税

問合せ先 税務課

## 固定資産税

■1月1日現在の所有者に課税  
今年中に土地・家屋を取得した場合や、家屋を新築した場合、令和2年度から固定資産税が課税されます。

家屋の新築や増改築をしたときは、税務課へ届出をしてください。

※登記申請をした人は届出の必要はありません。

### ■家屋を取り壊したときは

届出が必要ですが、

今年中に家屋を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は、翌年から課税されなくなります。必ず税務課へ届出をしてください。

届出をしないと、引き続き固定資産税が課税される場合があります。

### ■償却資産の申告

市内で事業を営む人は、所有する事業用資産について、来年度1月末までに申告してください。

特に、今年1月2日以降に資産の入れ替えや廃業、個人から法人への資産の異動などがあれば、必ず申告してください。

また本市では、固定資産税(償却資産)の実地調査を行っています。申告書の提出の際は、申告内容の今一度の点検をお願いします。

令和2年度分申告書類  
配布時期 12月上旬(予定)  
提出期限 来年1月31日(金)

12月は「税込確保重点月間」  
大切な市税を確保するため、「税込確保重点月間」には、夜間・日曜日の納税相談や電話・訪問催告などを実施します。

また、「泉佐野市納付勧奨等コールセンター」による納付勧奨も行います。納付がまだの人は早めの納付をお願いします。

### 12月は「税込確保重点月間」

なお、市民のみなさんのご理解・ご協力により、平成30年度市税徴収率(現年度分)は、前年度を上回る99.64%となりました。

### ■夜間・休日納税相談

病気・失業などの特別な事情で、やむを得ず納期限までに納められない場合に、期間を限つた納税猶予制度や分割納付などの方法がありますので、早めに相談してください。

日時 夜間納税相談：12月4日(水) 6日(金) 午後5時15分～8時  
休日納税相談：12月8日(日) 午前9時～正午

滞納(市税を納期限内に納めないこと)になると、まず督促状や催告状により納付を促しますが、納付相談もなく滞納したままですと、延滞金がかさむばかりでなく、納期限内に納税された人との税の公平を保つため、やむを得ず滞納している人の財産を調査し、差し押さえるなどの強制処分を行うこととなります。

しかし、滞納処分は最終手段です。このようなことにならないよう納期限内に納付しましょう。

滞納(市税を納期限内に納めないこと)になると、まず督促状や催告状により納付を促しますが、納付相談もなく滞納したままですと、延滞金がかさむばかりでなく、納期限内に納税された人との税の公平を保つため、やむを得ず滞納している人の財産を調査し、差し押さえるなどの強制処分を行うこととなります。

しかし、滞納処分は最終手段です。このようなことにならないよう納期限内に納付しましょう。

## 税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署  
☎462-3471

### ■平成30年分所得税等の確定申告

災害により被害を受けた人への「雑損控除」の申告相談会

日時 12月9日(月) 午前9時30分～午後4時  
場所 市役所101会議室

必要なもの  
●被害を受けた住宅の取得年月、床面積または自家用車の取得年月日などがわかるもの(売買契約書・領収証で取得価格がわかるもの、修繕費などの災害関連支出の領収証が残っていれば併せてご用意ください。)

●泉佐野市や保険金などで補填される金額がある場合は、その金額がわかる書類

●泉佐野市から交付を受けた「罹災証明書」の写し(交付を受けていない場合は、被害状況がわかる写真など)

●昨年(平成30年分)、税務署で申告した人は、その確定申告書の写し

※詳しくは問い合わせください。

「所得税・消費税・贈与税の申告は、e-Taxをご利用ください」  
所得税・消費税・贈与税の申告は、e-Taxをご利用ください

告は、e-Taxをご利用ください

所得税・消費税・贈与税の申告は、e-Taxをご利用ください

所得税・消費税・贈与税の申告は、e-Taxをご利用ください

告書は、国税庁ホームページから作成できます。画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、作成した申告書等をPDF送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

また、平成31年1月から従来の方式に加え、次の2つの方式がご利用いただけます。

●マイナンバーカード方式  
●ID・パスワード方式

※詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

### 大阪府からのお知らせ

みなさんから納めていただいた税金は、教育、福祉、安全なまちづくりなど、府民のみなさんの身近な生活に生かされています。納期限までに納税いただきますよう、ご理解ご協力をお願いします。

問合せ先 大阪府泉南府税事務所  
(☎439-3601)

